

貴殿が貨物輸送サービスを購入した場合は、 集団訴訟による和解金を受領できる可能性があります

本告知は、連邦裁判所が承認したものです。弁護士からの勧誘状ではありません。

- 貨物輸送に関わる集団訴訟において、和解が合意されました。
- 本訴訟では、「和解する被告」(和解する被告のリストは、質問 1 を参照のこと)と呼ばれる、和解に応じた企業が、他の貨物輸送会社と共謀し全世界の貨物輸送サービスの価格操作をしたと主張しています。影響を受けたルートには、米国と中国、香港、日本、台湾および英国間のルートが含まれます。原告は、被告が、貨物輸送サービス提供に関連する様々な料金および追加料金の価格操作で談合したと主張しています。
- 和解する被告は、不正な行為を行なったことを強く否定しています。これらの被告は様々な弁護を行いました、裁判の費用とリスクを回避するために和解に応じました。
- 米国内、または米国外で発生しても米国内、米国向け、米国からの輸送を目的とする貨物輸送サービスを購入した場合は、和解の集団構成員である可能性があります。
- 貴殿の法的権利は、一定の行動を行なったか否かにより決まります。この告知をよくお読みください。

本和解における、貴殿の法的権利と選択肢	
除外を選択する	1 件またはそれ以上の和解から自らを除外する。和解に基づく給付金を一切受領しない。本訴訟の申し立てに関し、和解する被告を別途訴える権利を留保する(質問 10 を参照のこと)。
異議申し立てを行う	本和解案に異議がある場合は、書面で裁判所に通知する(質問 16 を参照のこと)。
ヒヤリングに出席する	ヒヤリングにおいて、本和解案に対する異議を表明することができる(質問 20 を参照のこと)。
和解金支給請求を行う	支給請求の手続きをする(質問 8 を参照のこと)。

- これらの権利と選択肢、および、それを行行使するための期日は、本告知の中で説明されています。
- 本訴訟を担当する裁判所は本和解案を暫定的に承認していますが、最終的に承認するか否かは、まだ判断を下していません。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、
www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

本告知の内容

- 基本情報** **3～4 ページ**
1. 何に関する訴訟ですか？
 2. なぜ集団訴訟なのですか？
 3. なぜ和解に至ったのですか？
- 和解の対象者** **4～5 ページ**
4. 自分が和解の対象者かどうかを判断するには？
 5. 貨物輸送サービスとは？
 6. 自分が集団構成員か否か、まだ不明です。
- 和解に基づく給付** **5～6 ページ**
7. 和解は何を提供するのですか？
 8. 和解に基づく給付金を請求する方法は？
 9. 集団に留まることにより放棄するものは？
- 除外の選択** **7～9 ページ**
10. 集団からの除外を選択する方法は？
 11. 除外を選択しない場合、後に同じ事案に関し被告を訴えられますか？
 12. 和解からの除外を選択しても、この和解に基づく給付金を受領することはできますか？
 13. 和解からの除外を選択しても、後で除外を取り消すことができますか？
- 貴殿の弁護士** **9 ページ**
14. この訴訟において、自分には弁護士がつきますか？
 15. 弁護士への支払は？
- 和解案に対する異議申し立て** **9～10 ページ**
16. 和解案に対する異議を裁判所に伝える方法は？
 17. 異議申し立てと、除外選択の違いは？
- 公正審理のためのヒヤリング** **10～11 ページ**
18. 和解案を承認するか否かについての裁判所の決定は、いつどこで行われますか？
 19. ヒヤリングに出席しなければなりませんか？
 20. ヒヤリングで発言できますか？
- 何もしない場合** **11 ページ**
21. 何もしない場合どうなりますか？
- 追加的情報** **11 ページ**
22. 詳細情報を入手する方法を教えてください。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400（有料）に電話するか、
www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

基本情報

1. 何に関する訴訟ですか？

世界中で貨物輸送会社(「被告」)が、一定期間、独占禁止法に違反し、貨物輸送サービスの価格操作で共謀したと主張する企業グループ(「原告」)により訴えられました。原告は、被告の共謀は、米国と中国、香港、日本、台湾、および英国間のルートを含む世界全域にわたると主張しています。原告は、被告が、貨物輸送サービス提供に関連する様々な料金および追加料金の価格操作で談合したと主張しています。

原告が訴えた被告の何社かは、訴訟上の和解に応じました。それらは、「和解する被告」と呼ばれる以下の企業です：

- ABX Logistics Worldwide NV/SA、
- EGL, Inc. およびEGL Eagle Global Logistics, LP (“EGL”)、
- Expeditors International of Washington, Inc. (“Expeditors”)、
- Kuehne + Nagel International AG および Kuehne + Nagel, Inc.、
- Nishi-Nippon Railroad Co., Ltd. (“Nishi-Nippon”)、
- Schenker, Inc. とその親会社、子会社、および Deutsche Bahn AG, Schenker AG, および Bax Global, Inc. (“Schenker”)を含む関連会社、
- Morrison Express Logistics Pte. (シンガポール) および Morrison Express Corporation (米国)、
- United Aircargo Consolidators, Inc.、
- UTi Worldwide, Inc.、
- Vantec Corporation および Vantec World Transport (米国), Inc. (“Vantec”)

これ以外の被告に対する訴訟は継続中で、それらの企業は「和解しない被告」と呼ばれます。

和解する被告は、不正な行為を行なったことを強く否定しています。これらの被告は様々な弁護を行いました、裁判の費用とリスクを回避するために和解に応じました。

本訴訟における全被告リストを見るには、本告知の添付資料 1 を参照してください。このリストは、和解ウェブサイト(www.FreightForwardCase.com.)でもご覧になれます。

ニューヨーク州東地区連邦地方裁判所 訴訟名称は、*Precision Associates, Inc. v. Panalpina World Transport*, No. 08-cv-00042 (JG)です。

2. なぜ集団訴訟なのですか？

集団訴訟では、集団代表者と呼ばれる一人または複数の個人あるいは企業が(本訴訟の場合は、Precision Associates, Inc.、Anything Goes LLC、JCK Industries, Inc.、RBX Industries, Inc.、Mary Elle Fashions, Inc. d/b/a Meridian Electric, Printing Technology, Inc.、Inter-Global, Inc.、

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

Zeta Pharmaceuticals LLC, Kraft Chemical Company, David Howell Product Design, Inc. d/b/a David Howell & Company, Innovation 714, Inc., Mika Overseas Corporation, NORMA Pennsylvania, Inc.) 同様の申し立てをしている他者を代表して訴訟を起こします。集団代表者と同様の申し立てをしているすべての者は集団、または集団構成員となりますが、除外を選択した者は含まれません(質問 10 を参照のこと)。

3. なぜ和解に至ったのですか？

裁判所は、どちらの主張を支持するか判断を下していません。集団代表者の弁護士は、事実関係、および集団代表者の主張と和解する被告の弁護に関連する適用法を調査しました。関係者は長期にわたる交渉を続け、これらの和解案で合意に至りました。集団代表者と、その弁護士は、影響を受けた全ての者にとって、この和解案が最善であると考えています。関係者は、この訴訟を陪審裁判により解決することに伴う時間、費用、不確実性を回避するため、和解により解決することに合意しました。

和解の対象者

和解給付金を受領する資格の有無を知るには、まず、貴殿が集団構成員であるかどうかを判断する必要があります。

4. 自分が和解の対象者かどうかを判断するには？

以下に該当する場合は、1 件またはそれ以上の和解の対象となります(集団構成員として)。

- 貨物輸送サービスを直接購入した、
- 被告、その子会社または関連会社から購入した、
- 米国内、または米国外で発生したが米国内、米国向け、または米国からの輸送を目的とするサービスで、かつ
- 購入時期が、2001 年 1 月 1 日から 2012 年 9 月 14 日の期間である。

企業または個人が、集団構成員である可能性があります。

上記のすべての条件を満たしていても、政府機関、被告企業または被告の親会社、子会社、関連会社である場合は、集団構成員ではありません。

5. 貨物輸送サービスとは？

「貨物輸送サービス」は、貨物を対象とする輸送、運送、物流サービスと定義され、国内、海外双方における空路、海路、鉄道、陸路による物品の手配、輸送に関するサービスおよび、それに関連する通関手続き、倉庫保管、陸上サービスなどを含みます。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

6. 自分が集団構成員か否か、まだ不明です。

自分が集団構成員か否か、まだ不明な場合は、1-877-276-7340 に電話をするか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

和解に基づく給付

7. 和解は何を提供するのですか？

和解する被告は、集団の給付金として最低 1 億 5611864.54 ドル支払うことに合意しました。これは和解資金にまとめられ、集団構成員に分配されます。和解する各被告が和解資金に拠出したそれぞれの金額は、以下の通りです：

和解する被告	拠出金額
Schenker	8750000 ドル
EGL	10000000 ドル、および <i>Air Cargo</i> 訴訟からの現金給付金最高 10000000 ドル
Expeditors	<i>Air Cargo</i> 訴訟からの全現金給付金の 70%
Nishi-Nippon	20082896 ドル、および <i>Air Cargo</i> 訴訟からの最高 500000 ドル
Vantec	9900000 ドル、および最低保証額 300000 ドルとする、 <i>Air Cargo</i> 訴訟からの全現金給付金
United Aircargo Consolidators, Inc.	295275 ドル、および <i>Air Cargo</i> 訴訟からの全現金給付金の 75% (和解合意で規定されている調整に従う)
Kuehne & Nagel	28000000 ドル、および <i>Air Cargo</i> 訴訟からの全現金給付金の 99.7%
Morrison Express	1678700 ドル、および 2012 年 10 月 5 日以降に <i>Air Cargo</i> 訴訟から受け取る全現金給付金の 72.5%
UTi Worldwide, Inc.	3243658 ドル、および 2012 年 12 月 5 日以降に <i>Air Cargo</i> 訴訟から受け取る全現金給付金の 80.5%
ABX Logistics Worldwide NV/SA	3500000 ドル

Air Cargo 訴訟は別の集団訴訟で、そこでは本訴訟における多くの被告が、価格操作を理由に航空会社および他の航空貨物サービス提供者を訴えました。*Air Cargo* 訴訟における多くの被告は、本訴訟における被告との和解に合意しています。

各和解の一環とし、和解する被告の何社かは¹、和解しない被告に対する継続中の訴訟に関して集団訴訟の弁護団に協力します。

¹ Expeditors は、和解しない被告に対する継続中の訴訟に関して集団訴訟の弁護団に協力することに合意していません。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料) に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

原告は、2013年3月4日またはそれ以前に、提案された和解案の給付金配分計画を www.FreightForwardCase.com のサイト上に掲載します。この計画の内容をウェブサイトで参照してください。告知の他のすべての面と同様、2013年6月25日またはそれ以前に、この計画のいかなる面に関しても、本告知に説明されている手続きに従って異議を申し立てることができます。

8. 和解に基づく給付金を請求する方法は？

和解管理者から、この告知を見るよう指示した郵送による告知を受け取った場合は、そこに支給請求書が同封されています。また今後も、将来の和解に関する情報など、追加的な重要情報を含む通知を引続き受け取るようになります。オンラインで www.FreightForwardCase.com から請求する方法の説明もあります。現時点では集団に留まるために何も行なう必要はありませんが、支払いを受領する資格を維持するためには、2013年11月22日までに請求書を提出しなければなりません。(ただし、以下の質問21を参照のこと)。

和解管理者から郵送による告知を受け取らなかった場合は、www.FreightForwardCase.com で請求書を提出できます。請求書を提出したら、今後も、将来の和解に関する情報など、追加的な重要情報を含む通知を引続き受け取るようになります。用紙をダウンロードし、記入済みの請求書を下記まで郵送することもできます：

Freight Forwarders Claims Administrator
P.O. Box 3747
Portland, Oregon 97208-3747

また、1-877-276-7340 (米国内またはカナダ) の和解管理者に電話するか、上記の住所まで書面により連絡し、請求書を入手することもできます。米国またはカナダ以外の集団構成員は、(503) 520-4400 の和解管理者に連絡することができます。

後に請求を行なうため、当該期間中に購入した貨物輸送サービスに関するすべての書類を保管しておいてください。

9. 集団に留まることにより放棄するものは？

和解が確定したら、本和解で解決された申し立てに関して、和解する被告を訴える権利を放棄することになります。放棄の対象となる、和解する被告に対する具体的申し立てについては、和解合意に説明があります(以下の図を参照のこと)。除外を選択しない場合(質問10を参照のこと)、請求をする、しないに関わらず、申し立てを「放棄」(すなわち、訴訟する権利を放棄する)することになります。

和解合意は、www.FreightForwardCase.com で参照することができます。放棄の対象となる具体的申し立ては、各々の和解する被告について、和解合意で説明されています。

和解する被告	和解合意セクション
Schenker	セクション II (A)
EGL	セクション II (B)

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

Expeditors	セクション II (A)
Nishi-Nippon	セクション II (B)
Vantec	セクション II (B)
United Aircargo Consolidators	セクション II (C)
Kuehne & Nagel	セクション II (B)
Morrison Express	セクション II (B)
UTi Worldwide	セクション II (B)
ABX Logistics Worldwide NV/SA	セクション II (B)

和解からの除外の選択

1 件または複数の和解からの給付金の受領を望まない場合、および本訴訟における法的問題に関し和解する被告を独自に訴える、または訴え続ける権利を留保したい場合は、この和解から離脱する手続きを踏む必要があります。これは、集団から自らを除外する、または「除外の選択」と呼ばれます。

10. 集団からの除外を選択する方法は？

除外を選択するためには、集団弁護団宛てに、以下を含む書簡を送付する必要があります。

- 自分の氏名、住所、電話番号、
- これまで自分または自分の会社が使用したことのある、また 2001 年 1 月 1 日から 2012 年 9 月 14 日までの期間中に貨物輸送サービスを購入し、集団からの除外選択を要請する親会社、子会社、関連会社が使用したことのある、すべての商号または会社名と住所、
- 訴訟名称 (*Precision Associates, Inc. v. Panalpina World Transport*, No. 08-cv-00042 (JG))、
- 除外を要請する各々の和解について、和解案にある和解する被告の名称。除外を求める各々の和解について、個別に特定する必要があります。
 - **注記:** *Schenker* との和解からの除外を要請した場合は、自動的にすべての和解、およびこの行為から発生する将来の和解や回収から除外されることを要請したことになります。(質問 12 を参照のこと)
- 「ここに私/我々は、*Precision Associates, Inc. v. Panalpina World Transport*, No. 08-cv-00042 (JG)において、この書簡にリストされた集団から除外されることを要請します」と表明した署名入りの文書、
- 除外を要請している各々の和解について、集団訴訟の対象期間中に貨物輸送サービスを購入した購入元であるすべての被告名と、支払った全見積もり価格のリスト

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

除外の要請は、**2013年6月25日**以前の消印で、以下の弁護士の一人に宛てて郵送する必要があります。

Christopher Lovell Lovell Stewart Halebian Jacobson LLP 61 Broadway, Suite 501 New York, NY 10006 電話: (212) 608-1900 ファックス: (212) 719-4677	W. Joseph Bruckner Lockridge Grindal Nauen P.L.L.P. 100 Washington Avenue South, Suite 2200 Minneapolis, MN 55401 電話: (612) 339-6900 ファックス: (612) 339-0981
Steven N. Williams Cotchett, Pitre & McCarthy, LLP San Francisco Airport Office Center 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010 電話: (650) 697-6000 ファックス: (650) 697-0577	Daniel E. Gustafson Gustafson Gluek PLLC Canadian Pacific Plaza 120 South 6 th Street, Suite 2600 Minneapolis, MN 55402 電話: (612) 333-8844 ファックス: (612) 339-6622

11. 除外を選択しない場合、後に同じ事案に関し被告を訴えられますか？

除外を選択しない場合は、各々の和解について、本訴訟における事案について、当該和解する被告を訴える権利を放棄することになります。たとえ請求書を提出せず和解の給付金を受領しなくても、これらの権利を放棄することになります。和解する被告を独自に訴えるためには、集団からの除外を選択する必要があります。(ただし、質問 13を参照のこと)

これらの和解は、和解しない被告を独自に訴える能力に影響を与えるものではありません。

12. 和解からの除外を選択しても、この和解に基づく給付金を受領することはできますか？

いいえ。和解からの除外を選択した場合は、本和解からの給付金は一切受領することができません。ただし、和解する被告一社との和解からの除外を選択し、その他の被告との和解には留まり、それらの和解について給付金を受領するために請求書を提出することは可能です。

唯一の例外は Schenker との和解です。Schenker との和解からの除外を要請した場合は、自動的に、すべての和解する被告との和解、および和解しない被告との将来の和解を含むすべての目的に関し、本訴訟から除外されることを要請したことになります。

13. 和解からの除外を選択しても、後で除外を取り消すことができますか？

はい。除外要請を適切に提出していれば、裁判所に対し和解集団に再加入を申請する権利があります。しかし、集団構成員に対し和解金が暫定分配された後に和解集団に再加入を申請した場合は、和解集団に留まっていた場合より少ない額を受領することになります。裁判所に和解集団への再加入を申請する方法の詳細については、ウェブサイトを参照するか、**1-877-276-7340**までお電話ください。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

貴殿の代表弁護士

14. この訴訟において、自分には弁護士がつかますか？

裁判所は本訴訟の集団代理人として、以下の法律事務所と弁護士を指名しました：

Christopher Lovell Lovell Stewart Halebian Jacobson LLP 61 Broadway, Suite 501 New York, NY 10006 電話：(212) 608-1900 ファックス：(212) 719-4677	W. Joseph Bruckner Lockridge Grindal Nauen P.L.L.P. 100 Washington Avenue South, Suite 2200 Minneapolis, MN 55401 電話：(612) 339-6900 ファックス：(612) 339-0981
Steven N. Williams Cotchett, Pitre & McCarthy, LLP San Francisco Airport Office Center 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010 電話：(650) 697-6000 ファックス：(650) 697-0577	Daniel E. Gustafson Gustafson Gluek PLLC Canadian Pacific Plaza 120 South 6 th Street, Suite 2600 Minneapolis, MN 55402 電話：(612) 333-8844 ファックス：(612) 339-6622

集団代理人は、貴殿と他の集団構成員を代表します。これらの弁護士費用は請求されません。独自の弁護士による代理を希望する場合は、自己負担で弁護士を雇用することもできます。

15. 弁護士への支払は？

裁判所が集団代理人の報酬を決定します。現時点で集団代理人は弁護士報酬および訴訟経費を提出していませんが、集団代理人が報酬を請求する際は和解資金の最大 33%までとされ、その他に利子と経費返済を請求できます。

和解案に対する異議申し立て

16. 和解案に対する異議を裁判所に伝える方法は？

集団構成員であれば、1 件または複数の和解案、または集団代理人による報酬と経費の支払要求、またはその両方に関し、全体あるいは部分に対する異議を申し立てることができます。異議を申し立てるためには、以下を含む書簡を提出する必要があります：

- 自分の氏名、住所、電話番号、
- *Precision Associates, Inc. v. Panalpina World Transport*, No. 08-cv-00042 (JG)における和解案に異議がある旨を表明した文書、
- 異議を申し立ての対象となる和解案、または各々の和解案にある和解する被告の名前、
- 集団構成員であることを証明するもの、
- 和解案に異議を申し立てる理由と添付資料および
- 署名。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

裁判所に対する異議申し立ては、**2013年6月25日**までに送達するか、下記まで郵送しなければなりません：

Clerk of Court
United States District Court
Eastern District of New York
225 Cadman Plaza East
Brooklyn, NY 11201

17. 異議申し立てと、除外選択の違いは？

異議申し立てとは、単に、和解案の何かに関して異議がある旨を伝えることです。和解からの除外を選択していない場合にのみ、本和解案に対する異議を申し立てることができます。和解からの除外選択とは、裁判所に対して和解に含まれることを希望しない旨を伝えることです。和解からの除外選択をした場合は、もはやその影響を受けることはないため、異議を申し立てる根拠がありません。

裁判所の公正審理のためのヒヤリング

裁判所はヒヤリングを行い、和解案と、報酬および経費支払の要求を承認するか否かを決定します。ヒヤリングに出席することはできますが、出席する必要はありません。異議申し立てを提出した場合は、出席して裁判所に対し自分の懸念事項を表明することができます。

18. 和解案を承認するか否かについての裁判所の決定は、いつどこで行われますか？

裁判所は**2013年8月9日**午前10時に、225 Cadman Plaza East, Brooklyn, New York 11201に所在するニューヨーク州東地区連邦地方裁判所において、公正審理のためのヒヤリングを行います。ヒヤリングは今後の告知なく別の日にち、あるいは時間に変更される場合があるので、www.FreightForwardCase.com で確認することをお勧めします。

このヒヤリングにおいて、裁判所は和解案が公正、妥当かつ適切であるか否かを検討します。裁判所は、集団代理人が要請する弁護士の報酬および経費についても検討します。異議申し立てがある場合、裁判所はそれについても検討します。和解案を承認するか否かについての裁判所の決定は、いつどこで行われますか？ 裁判所の決定に対し、不服を申し立てることができます。裁判所の決定が下されるまでの所要時間は分かりません。しばらくお待ちください。

19. ヒヤリングに出席しなければなりませんか？

いいえ。集団代理人が裁判所の質問に答えます。しかし、自己負担で出席することができます。異議申し立てを提出している場合、裁判所に赴き、それについて発言する必要はありません。期日までに、適切な住所に宛てて文書による異議申し立てを提出している限り、裁判所はそれを考慮します。(発言権については質問 20 を参照のこと) 自己負担で自分の弁護士を出席させることができますが、そうする必要はありません。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

20. ヒヤリングで発言できますか？

はい。自身で、あるいは独自に雇った弁護士を通してヒヤリングに出席し、裁判所が適切かつ関連があると判断した証拠や論拠を示すことができます。

何もしない場合

21. 何もしない場合どうなりますか？

この告知を見るよう指示した郵送による告知を受け取った場合は、集団構成員として留まる意思がある限り、現時点で何もする必要はありません。本訴訟に関する今後の告知を受け取るよう、自動的に登録されます。給付金の支給を請求したい場合は、請求書にある指示にしたがい、**2013年11月22日**までに請求書に必要な事項を記入し、www.FreightForwardCase.comに提出するか郵送する必要があります。さらなる通知がある場合は、それを受け取ります。

和解管理者から郵送による告知を受け取らなかった場合は、オンラインでwww.FreightForwardCase.comに請求書を提出するか、請求書と今後の通知を受け取れるよう和解管理者に連絡することができます。何もしない場合は和解からの給付を受け取りません。

除外を選択しない場合は、本訴訟における法的問題に関し、和解する被告に対する訴訟を起こしたり、継続したり、その他の訴訟に加わったりすることはできません。

その他の情報

22. 詳細情報を入手する方法を教えてください。

この告知は、提案された和解案を要約したものです。詳細は和解合意に記載されています。和解合意のコピーは、www.FreightForwardCase.comで入手できます。質問がある場合は、Freight Forwarders Claims Administrator まで書簡により(P.O. Box 3747, Portland, Oregon 97208-3747)、または電話(1-877-276-7340)で連絡することもできます。和解管理者から、この告知を見るよう指示した郵送による告知を受け取らなかった場合は、オンラインでwww.FreightForwardCase.comに請求書を提出するか、請求書とさらなる情報を受け取れるよう和解管理者に連絡することができます。

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

添付資料 1

被告のリスト

- Panalpina World Transport (Holding) Ltd.;
- Panalpina, Inc.;
- Kühne + Nagel International AG;
- Kuehne + Nagel, Inc.;
- Expeditors International of Washington, Inc.;
- EGL, Inc.;
- EGL Eagle Global Logistics, LP;
- Deutsche Bahn AG;
- Schenker AG;
- Schenker, Inc.;
- BAX Global, Inc.;
- DB Schenker;
- Deutsche Post AG;
- Danzas Corporation, d/b/a DHL Global Forwarding;
- DHL Express (USA), Inc.;
- DHL Global Forwarding Japan K.K.;
- DHL Japan, Inc.;
- Exel Global Logistics, Inc.;
- Air Express International USA, Inc.;
- UTi Worldwide Inc.;
- United Parcel Service, Inc.;
- UPS Supply Chain Solutions, Inc.;
- ABX Logistics Worldwide NV/SA;
- DSV A/S;
- DSV Solutions Holding A/S;
- DSV Air & Sea Ltd.;
- SDV Logistique Internationale;
- Dachser Intelligent Logistics;
- Dachser Transport of America, Inc.;
- Geo-Logistics Corporation;
- Agility Logistics Corporation;
- Geologistics International Management (Bermuda) Ltd.;
- Baltrans Logistics, Inc.;
- Toll Global Forwarding (USA), Inc.;
- Hellmann Worldwide Logistics, Inc.;
- Geodis S.A.;
- Geodis Wilson USA, Inc.;
- Jet Speed Logistics, Ltd.;
- Jet Speed Air Cargo Forwarders (USA), Inc.;
- Jet Speed Logistics (USA), LLC;
- Morrison Express Logistics PTE Ltd.;
- Morrison Express Corporation (USA);

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400 (有料)に電話するか、
www.FreightForwardCase.com をご覧ください。

- Nippon Express Co., Ltd.;
- Nippon Express Co., Ltd.;
- Yusen Air & Sea Service Co., Ltd.;
- Yusen Air & Sea Service (U.S.A.), Inc.;
- Kintetsu World Express, Inc.;
- Kintetsu World Express (U.S.A.), Inc.;
- Nishi-Nippon Railroad Co., Ltd.;
- Hankyu Hanshin Express Holdings Corporation;
- Hankyu Hanshin Express Co. Ltd.;
- Hanshin Air Cargo Co., Ltd.;
- Hanshin Air Cargo USA, Inc.;
- Nissin Corporation;
- Nissin International Transport U.S.A., Inc.;
- Vantec Corporation;
- Vantec World Transport (USA), Inc.;
- “K” Line Logistics, Ltd.;
- “K” Line Logistics (U.S.A.), Inc.;
- Yamato Global Logistics Japan Co.;
- Yamato Transport U.S.A., Inc.;
- MOL Logistics (Japan) Co., Ltd.;
- MOL Logistics (U.S.A.), Inc.;
- United Aircargo Consolidators, Inc.;
- Spedlogswiss, aka The Association Of Swiss Forwarders;
- Shanghai International Freight Forwarders Association;
- Japan Aircargo Forwarders Association

ご質問はありますか？ 米国とカナダの場合は 1-877-276-7340、海外からの場合は 1-503-520-4400（有料）に電話するか、
www.FreightForwardCase.com をご覧ください。